

# 体調不良（主に発熱）者の対応チャート運用要領

施行：令和2年10月5日

揖斐郡医師会

揖斐広域連合在宅医療・介護連携推進協議会

## 目 的

揖斐郡医師会および揖斐広域連合在宅医療・介護連携推進協議会では、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が発生している中、令和2年4月下旬より、3町地域包括支援センター、介護サービス提供事業所、ケアマネジャーとともに感染対策を検討してきました。そのなかで要介護者がサービス利用時に体調不良（主に発熱）を起こした際の医療機関との連携を強化する必要性が高いとの意見が多く出されました。本チャートは、医師、家族、サービス提供事業所、ケアマネジャー等が連携して、要介護者が体調不良時に速やかに医療機関を受診し、適切な診断や治療を受けること、また、できるだけ早期にサービスを安全に再開できるための仕組みを構築することを目的として、運用していきます。

本チャートの運用にあたっては、下記のことにご留意ください。

## ①体調不良者（主に発熱）の発生

体調不良を把握する機会として、介護サービス利用中やサービス利用前にご本人、ご家族等からの報告によるものが考えられます。

本チャートは、主に発熱を伴う症状に対する、問診票による健康相談が対象です。

（新型コロナウイルス感染症の疑いのない持病や外傷等による発熱であることが分かる場合は除きます。但し、持病等によるいつもの発熱だと思われるが、問診票に記載する症状を伴う場合は、まずは、かかりつけ医に相談してください。）

## ②家族への連絡

### ●介護サービス提供中に体調不良が起こった場合

☆ご家族で受診対応が可能な場合

1. サービス提供事業所は、ご利用者に受診が必要であることを説明し、家族に連絡する同意を得てください。
2. ご利用者の家族に、発熱及びその他の症状を伝えてください。
3. 揖斐郡内の医療機関で、問診票による健康相談（FAXで問診票を送り、FAXまたは電話で回答をもらう）ができる仕組みがあることを伝えてください。  
その際に、電話診療（FAXによる回答含む）には、診療費が発生することを伝えてください。

※ご家庭からFAXが送れない等の場合は、かかりつけ医等に電話連絡し、指示を仰いでいただくよう伝えてください。必ずしも問診票による健康相談を受ける必要はありません。

※揖斐郡以外のかかりつけ医に診てもらう場合は、まずは、電話連絡し、指示を仰いでいただくと良いでしょう。

4. ご家族によるFAX対応が可能な場合は、施設へのお迎え時や自宅への送り時に、問診票を渡してください。
5. 健康相談の結果について、ご報告いただけるよう話をしてください。

☆ご家族が対応できない場合（独居、家族が仕事等ですぐに対応できないなど）

1. サービス提供事業所は、ご利用者に受診が必要であることを説明し、家族に連絡する同意を得てください。  
独居等により後見人やケアマネジャーが連絡先になっている場合は、そちらに連絡してください。
2. ご利用者の家族等に、発熱及びその他の症状を伝えてください。
3. 揖斐郡内の医療機関で、問診票による健康相談（FAXで問診票を送り、FAXまたは電話で回答をもらう）ができる仕組みがあることを伝えてください。  
その際に、電話診療（FAXによる回答含む）には、診療費が発生することを伝えてください。  
※ご家族に代わり、後見人やケアマネジャーが受診等の対応を行うことについて、取り決めをしている場合は、誰がFAXのやりとりをするのか相談してください。
4. ご家族で対応できない場合は、かかりつけ医等に問診票をFAXすることについて、同意を得てください。  
※揖斐郡以外のかかりつけ医に診てもらう場合は、まずは、電話連絡し、指示を仰いでいただくと良いでしょう。
5. 健康相談の結果を家族、後見人等に報告してください。
6. 後見人やケアマネジャーが対応する場合は、健康相談の結果について報告いただけるよう話をしてください。

●利用者ご本人や家族等から体調不良である状況を聞いた場合

1. 利用者ご本人や家族等から体調不良である状況を聞いたサービス提供事業所またはケアマネジャーは、かかりつけ医等に受診したか否かの確認をとってください。
2. 受診していない場合で、症状が続いているようであれば、受診を勧めてください。
3. 発熱を伴う症状がある場合は、揖斐郡内の医療機関で、問診票による健康相談（FAXで問診票を送り、FAXまたは電話で回答をもらう）ができる仕組みがあることを伝えてください。  
その際に、電話診療（FAXによる回答含む）には、診療費が発生することを伝えてください。
4. 前述を参考に、ご家族の状況により、問診票による健康相談が受けられるように支援してください。

③ケアマネジャーへの報告

1. サービス提供事業所は、サービス提供中の体調不良の状況を報告してください。
2. 問診票による健康相談が予定されている場合は、その旨を伝えてください。
3. ご家族または事業所が対応した問診票による健康相談の結果を報告してください。

#### ④サービス提供事業所への報告

1. ケアマネジャーは、家族等から得た体調不良の状況を報告してください。
2. 問診票による健康相談が予定されている場合は、その旨を伝えてください。
3. 家族またはケアマネジャーが対応した問診票による健康相談の結果を報告してください。

#### ⑤問診票による健康相談

1. 問診票による健康相談が可能な協力医療機関は、揖斐広域連合ホームページに掲載しています。
2. 問診票は、揖斐郡医師会や揖斐広域連合のホームページからダウンロードできます。
3. ご家族が、FAXで問診票による相談ができる場合は、送迎時等に問診票を渡してください。また、家族自身でダウンロードできる場合は、揖斐郡医師会や揖斐広域連合からダウンロードできることを伝えてください。
4. 問診票をFAX送信する前に、その旨を医療機関に連絡してください。
5. 外来診療が終わってからの問診票確認となることがあります。また、外来診療中は電話相談に対応できません。緊急性が高い場合は、電話でその旨を伝えてください。
6. 医師等が、詳しい病状を確認したり、連絡事項を伝えたい場合がありますので、問診票の連絡先は必ず連絡のとれる場所を記載してください。

#### ⑥健康相談の結果とサービスの再開

##### ●新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合（入院方針、退院基準等は、R2.10.1現在の状況により変更になることがあります。）

- ・発熱専門外来にかかりPCR検査を受けます。緊急性が高い場合は、救急搬送となる場合もあります。
- ・PCR検査陽性の場合は、原則、入院治療となります。
- ・退院時（有症状者退院基準：発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合）、主治医とサービス提供事業所の協議で再開を検討していただきます。
- ・退院の場合、サービス担当者会議が開催できるような状況であれば、会議において、サービス再開の検討をしてください。

※必要に応じて医師の診断書を発行します。

##### ●新型コロナウイルス感染症の可能性が考えにくい場合

- ・診察、往診により、病状を確認し、症状に合わせた治療を行い、経過を観ていただきます。
- ・病状の観察をしながら主治医とサービス提供事業所の協議で再開を検討していただきます。

※気道症状を伴う発熱や原因が不明（新型コロナウイルス感染症を完全に否定できない）の場合は、解熱および気道症状消失後72時間が経過してからの再開とすることが望ましいと考えられます。

#### <問い合わせ先>

揖斐広域連合介護保険課（TEL 0585-23-0188 ・ FAX 0585-21-0126）

# 体調不良(主に発熱)者への対応チャート

(通所サービス、ショートステイ利用者等)

体調不良(主に発熱)にてサービス利用不可

事業所

体調不良を把握したサービス提供事業所やケアマネジャー

サービス提供前に、家族等から体調不良の報告を受けた場合も、必要な支援をします。

家族等に連絡

- ・ 症状の説明を行います。
- ・ 問診票による健康相談ができることを伝える。
- ・ 送迎時等に問診票を渡す。(医師会、広域連合ホームページからダウンロード可)

家族等が受診対応

家族等

- ① 問診票を記入する。
- ② FAX送信前に、協力医療機関に電話を入れます。

FAX送信

回答

事業所

- ① 問診票を記入する。
- ② FAX送信前に、協力医療機関に電話を入れます。

FAX送信

回答

健康相談の結果を報告

主治医等による判断 (問診票記入者にFAXまたは電話で回答)

入院  
救急搬送

発熱専門  
外来

診察  
往診

処方等

経過観察

PCR検査陰性確認後、退院後より主治医とサービス提供事業所の協議で再開を検討する。  
※必要に応じて医師の診断書を発行する。

症状の経過を確認しながら、主治医とサービス提供事業所の協議で再開を検討する。  
※必要に応じて医師の診断書を発行する。

当該症状及び解熱後(解熱剤を服用せず)72時間以上経過で利用開始可

サービス利用再開